

# 花山震災復興の会「がんばっぺ」規約

平成20年9月21日制定

(目的)

**第1条** 本会は、岩手・宮城内陸地震で被災した花山地区の早期復興と被災住民の生活の再建を図るとともに、その活動に賛同し支援をしてくれる人々と連携し、花山の自然とその恵みを受けながら営々として築き上げてきたコミュニティの再生及び発展に寄与することを目的とする。

(名称)

**第2条** 本会は、花山震災復興の会「がんばっぺ」と称する。

(事務局)

**第3条** 本会の事務局は、花山仮設住宅の談話室（栗原市花山字本沢百目木地内）に置く。

(活動)

**第4条** 本会は、第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 地域住民の総意として、必要な支援や要望の取りまとめに関する事。
- (2) 被災住民の生活再建対策に関する事。
- (3) 道路、住宅後背地等危険箇所の整備促進に関する事。
- (4) 被災した農林漁業の再建促進に関する事。
- (5) 温泉源泉の確保や宿泊施設の再建整備促進に関する事。
- (6) 地域の復興、発展に関する事。
- (7) 地域住民への生活・復興支援関連情報の提供に関する事。
- (8) 行政等関係機関、報道機関、ボランティア等支援者への情報提供に関する事。
- (9) 行政等関係機関との協議、調整、意見交換に関する事。
- (10) 本会への義援金や支援物資等の配分や活用に関する事。
- (11) ボランティア等支援活動の受け入れや調整に関する事。
- (12) その他本会の目的達成に必要な活動。

(会員)

**第5条** 本会は、正会員、支援会員並びに賛助会員で構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する花山地区住民及び花山地区に生活の基盤を置く者
- (2) 支援会員 本会の目的に賛同する個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人・団体

(入会)

**第6条** 会員になろうとするものは、定められた入会申込み書に会費を添えて本会に申し込み、原則として役員会での承認を得るものとする。

(会費)

**第7条** 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 1,000 円
- (2) 支援会員 年額 3,000 円
- (3) 賛助会員 年額 5,000 円

2 会費は、事情により分納することができる。

(運営)

**第8条** 本会の運営は、総会と役員会をもって行う。

(総会)

**第9条** 総会は会長の招集により、事業年度の始めに行う。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 支援会員は総会にオブザーバーとして参加し、意見を述べることができる。

(総会の成立及び議決)

**第10条** 総会は、正会員の2/3以上の出席で成立する。

2 総会の議決は、出席正会員の過半数の賛成でこれを決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。但し、規約の変更は、出席正会員の2/3以上の賛成を要するものとする。

(役員会)

**第11条** 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

(役員)

**第12条** 本会に、次の役員を置く。

(4) 会長 1名

(5) 副会長 2名

(6) 理事 8名

(7) 事務局長 1名

(8) 会計 1名

(9) 監事 2名

(役員の任期)

**第13条** 役員の前任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の前務)

**第14条** 役員の前務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事は、本会の運営全般を行う。

(4) 事務局長は、本会の事務全般を行う。

(5) 会計は、本会の会計事務を行う。

(6) 監事は、会計を監査し、これを総会に報告する。

(相談役)

**第15条** 本会に相談役を置くことができる。相談役は会長が役員会の前認を得て委嘱する。

2 相談役は、役員会に出席し本会の運営や活動に対して意見を述べるすることができる。

(経費)

**第16条** 本会の運営経費は、会費、助成金、見舞金(義援金)、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

**第17条** 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

**第18条** 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

**附 則**

この規約は、平成20年9月21日から施行する。